

CO・OP共済にご加入の組合員の皆様へ 大阪府北部を震源とする地震での被害について

この度の地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
CO・OP共済では、今回のような地震の被害において、下記のように共済金や見舞金がございます。
下記までお問い合わせください。

ケガなどをされた場合

- 《たすけあい》《あいづらす》《ずっとあい》にご加入の方
ケガの通院、入院・手術などが対象になります。
※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

住宅や家財の損壊があった場合

今回の地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

- 《たすけあい》《あいづらす》《ずっとあい》にご加入の方
居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規程により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規程に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

【それぞれの商品によって基準が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。】

《たすけあい》《あいづらす》《ずっとあい》にご加入の方

0120—267—867 9時～17時半（平日のみ）